

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

大津市長 越 直美

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
牧
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 3 1 年 1 月 2 5 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
集落営農 1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はあるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
未定
6. 地域農業の将来のあり方（取組事項）  
高付加価値化  
複合化